様式1-1

連	申請人	
筅	代理人	

農地法第3	条第1項の	規定に	よる許可	丁申請書		
			令和	年 月	日	
高山村農業委員会長	あて					
	譲	受 人			r'n	
	譲	渡人			印	
	R\$R	饭 八			印	
	<u>_</u>	記代理人 住所 氏名	行政書士		印	
下記によって土地の「	」を「		· 農地法第3条第	勇1項の規定によ		
許可を申請します。						
申請当事者						
当事者の別 氏名又は名称	年令 職 業	住所又は	所在地			
譲 受 人						
譲渡人						
契約の内容						
売買、賃貸借、使用貸借(該	当字句を○でかこむ)	契約期間	;	権利移転の時期		
その他()	賃 借 料		売買価格		
許可を受けようとする	土地の表示、差	利用状況そ	の他			
土地の所在地		利用対価、	耕作者氏名	所有権以外の使	市街化区域	備
市町村 大字 字 登記	第 現況 面積	賃料等 状況 の額 (10a当 たり)	(名称)	用収益権が設定 されている場合 権利の種類、内 容と権利者の氏	・市化調整 区域・その 他の区域の 別	考
	m²			名又は名称		
計	m² (⊞	m² 炬	n m	î)		

農地法第3条の規定による許可申請書 (別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

	1 作品作りです	大円 しょ J C y S 日 入	(a) C D (a) C (a)	751 13 IEE 3	2117 972		77.77
		農地面積 (㎡)	Ш		,l/m	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
		(111)	田		畑	烟風地	(111)
所	自作地	1					2
有	貸付地						
Tip							
地			_	地	目	7 7≠ / 2\	
		所在・地	!番	登記簿	現況	面積(m²)	状況・理由
	非耕作地						

所有地		農地面積 (㎡)	田		畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
以外	借入地	3					4
の 土	貸付地						
地							
				坩	1目	面積(㎡)	状況・理由
		所在・地	所在・地番		現況	шүд (ш)	WOL ZE
	非耕作地						

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
 - なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「~であることから条件不利地である」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「~のため○年間休耕中である」等、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。
- 1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況
- (1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

(1) (1) (2) (3)	田	畑		樹園地		採草放牧地	
作付(予定)作物							
権利取得後の面積(m²)							

(2) 大農機具又は家畜

			
所 有 確保しているもの リース			
所 有 導入予定のもの リース (資金繰りについて)			

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等、資金繰りについても記載してください。
- (3) 農作業に従事する者
 - ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他(

		1, 6, 18, (/
② 世帯員等その	現 在:	(農作業経験の状況:)
他常時雇用して いる労働力(人)	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働	現 在:	(農作業経験の状況:)
力(年間延人数)	増員予定:	(農作業経験の状況:)

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3	信託契約の内容	(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してくださ	((1)
---	---------	-------------------------------	-------

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)

- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)
 - (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名
 - (2) 年齢
 - (3) 主たる職業
 - (4) 権利取得者との関係
 - (5) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必 要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期 間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

- 5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)
 - (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = (n^d)

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計 (権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

5 -		権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例) 以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記載することに代えて以下のうち該当するものに印を付してくご い。	だ
		権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。	
	社	権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若し 養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下回るこならない。	<
		「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積で す。)	
	-(本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体と 利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放 を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利取得するものである。	
		第3条第2項第6号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)	
6 乍	農均	が認められる場合への該当有無 又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地 け、又は質入れしようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するものに印を付してください。	を
		賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができなり め一時貸し付けようとする場合である。	<i>(</i>)
		賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。	
		農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようと 場合である。	す
		その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的は するため貸し付けようとする場合である。 表作の作付内容= 、裏作の作付内容=)	に
		農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。	
<		第3条第2項第7号関係>	
車	権利	地域との関係 を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は うとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を. 載してください。	
	(例	ば 集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支 いて記載してください。)	漳
			1

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常 時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写 しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から○○日 以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲 が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由 により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金と して支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画 であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、 獣害被害対策への協力等について記載してください。)

- - (1) 氏名
 - (2) 役職名
 - (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間: か月 そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: 年 か月(直近の実績)

> 年 か月(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともにそれぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。
(1) 以下の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要です。 □ その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合 (事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)
□ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
□ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合 (景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)
(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農業生産法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してく ださい。
□ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又 は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認 められる場合
□ 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を 公用又は公共用に供すると認められる場合
□ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の 営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必 要な施設の用に供すると認められる場合
□ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
(3) 以下の場合は、Iの2(農業生産法人要件) 5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。
□ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を 取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構 成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
□ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
□ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
(留意事項) 上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証す る書面を添付してください。
 その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本 財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
□ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合
(事業・計画の内容)